

署名願

署名をお願いする趣旨について

アルバイトから自転車で帰宅中に飲酒暴走の車両に追突され亡くなった娘、裕子の死亡交通事故で裕子が突然横断したと言う加害者の一方的な供述によって業務上過失致死について不起訴処分となりました。

しかし、加害者は**飲酒(事故58分後アルコール0.3mg/L)**と**暴走(制限速度40Km/時のところ70Km/時)**、更に**追突した後に気が付いてブレーキを踏んだ**と事故捜査報告の供述書で加害者が供述しています。

追突角度は概ね**25度**で、避けられなかった事故であるかのような捜査報告書であった。その追突角度には不審な点が多く第三者の「綾田成樹 事務所」による交通事故調査鑑定を行った結果、自転車に残された多くの追突痕跡から裕子は真直後方から追突されたことが証明されました。

よって、加害者の業務上過失致死について不起訴処分には不服であり広島高等検察庁に捜査再開をお願いする上申書を提出するための応援をしていただきたく署名をお願いするものです。

警察の捜査報告書は、加害者の一方的な供述による調書から作成されており、明らかに**重大な業務上過失である飲酒、暴走、前方不注意**によって裕子を死に至らしめたにも関わらず不起訴処分とし、事務処理的に片付けようとしている。

特に岡山県警察の捜査内容は、被害者自転車を当日にレッカー会社に引き取らせるなど横暴であり、追突痕跡等から明らかに証明できる事故原因について真摯な事故捜査を行わないまま検察の処分も決定がされています。

このことは、死人に口無しという**被害者の人権を全く無視した加害者天国日本を象徴**しており、同様な被害者遺族は泣き寝入りしているのが現状であります。

平成十六年十一月一日

被害者裕子の父

岡山市横井上三八一

中桐 裕訓

氏名	住所

